

# 回 答 書

令和3年8月20日

質問者 各 位

銚子市長 越 川 信 一  
( 公 印 省 略 )

- 1 指定管理者募集の施設 児童発達支援センターわかば
- 2 所在地 銚子市三崎町3丁目96番地の1

上記案件に対する質問事項について、次のとおり回答いたします。

番号	質 問 事 項	回 答
1	<p>募集要項 7 ページ ウ 職員の配置基準 (ウ) 現在勤務しており、今後も勤務を希望する者については、業務の安定的・継続的な運営を図るため、引き続き雇用を継続するように努めてください。 との記載がありますが、どのくらい(人数、時間)の継続雇用が見込めますでしょうか。会計年度任用職員のみ継続雇用の対象になるなどはありますか。</p>	<p>応募締め切り後に、職員(再任用職員及び会計年度任用職員に限る。)に意向調査を行います。当該調査結果は、応募者にお知らせする予定です。</p>
2	<p>募集要項 7 ページ エ 各種サービスの対象者 *いずれのサービスも市町村から、障害児通所給付費の支給決定を受けていること及び障害児相談支援・計画相談支援対象者であることが必要です。 との記載がありますが、支給決定を受けていれば銚子市市外在住の方のご利用も認めているか。</p>	<p>認めています。 ただし、バスでの送迎は不可。</p>
3	<p>業務仕様書 10 ページ 1.3 施設・備品等の管理 (1) 施設管理 以下に書かれている清掃及び管理等の年間における最低限の実施回数などございましたらお教えてください。</p>	<p>浄化槽定期点検：年 1 回 浄化槽管理委託：年 6 回 害虫防除：年 5 回 清掃業務委託(窓ガラスのみ)：年 2 回 ごみ処理 可燃：週 2 回、 不燃：月 1 回</p>
4	<p>募集要項 9 ページ、業務仕様書 9 ページ 1.1 指定管理に関する費用 利用料金制を採用する。指定管理に要する費用は、障害児通所給付費、障害児相談支援給付費、計画相談支援給付費、利用者負担金及び市からの指定管理料で賄うことを基本とし、 とあるが、給付費と利用者負担金は指定管理料とみなされるという解釈で間違いはないか。 *PC等を給付費収入や利用者負担金で購入した場合、指定管理料の積算に含まれ、指定管理者に帰属しないものとする解釈で間違いはないか。</p>	<p>給付費と利用者負担金、市からの指定管理料はそれぞれ積算し併せて収入の総額となります。PC等を給付費収入や利用者負担金で購入した場合、支出の積算に含まれ、原則として指定管理者に帰属(購入金額が高額の場合は協議)することとなります。</p>
5	<p>令和元年度歳入歳出決算書 10.2 ページ 下記科目の内訳またその扱いについて 役務費：保険料 90,296円 使用料及び賃借料：自動車借上料 143,730円 〃：機械借上料 158,112円 〃：物品借上料 8,508円</p>	<p>保険料 90,296円：建物、送迎バス、軽自動車 自動車借上料 143,730円：職員の車両を公務使用した場合の借上料 機械借上料 158,112円：コピー機、AED、ノートパソコン及びウイルスソフト 物品借上料 8,508円：消火器 扱いについては後日調整</p>
6	<p>現地見学会資料利用者数等 収入の利用者負担金の差 30年度 1,876,265円、元年度 811,313円、 2年度 77,130円</p>	<p>令和元年 10 月から 3 歳児以上の保育料無償化により大きく減少しています。</p>
7	<p>業務仕様書 3 ページ 児童発達支援のサービス対象年齢が満 2 歳からとなっているが、染色体異常等含め 2 歳前から発達に指摘があり、なおかつ親が困っている場合の相談や受け入れは可能か。</p>	<p>現行の児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例では対象外ですが、今後検討する予定です。</p>